

「食料・農業・農村基本計画の骨子(案)」に関する意見

令和7年2月21日

氏名／法人名(必須)	公益財団法人 日本生態系協会 会長 池谷奉文 (団体としての意見)
年代(必須) ※法人の場合は不要	
お住まいの都道府県／ 本社・本店等の所在地(必須)	東京都
職業／業種(必須)	以下の項目より、該当するものをお選びください。 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> 農業関係団体(JA等) <input type="checkbox"/> 出荷販売業者・団体 <input type="checkbox"/> 食品事業者・団体 <input type="checkbox"/> 輸入業者・団体 <input type="checkbox"/> 農業支援サービス事業者 <input type="checkbox"/> 農機メーカー・資材メーカー <input type="checkbox"/> 地方自治体 <input type="checkbox"/> 試験・研究機関 <input type="checkbox"/> 消費者団体 <input type="checkbox"/> 一般消費者 <input type="checkbox"/> 学生 <input checked="" type="checkbox"/> その他
(1)御意見・御要望の分野	以下の項目より、該当するものに1つだけお選びください。 <input type="checkbox"/> 全般 <input type="checkbox"/> 我が国の食料供給 <input type="checkbox"/> 輸出の促進(輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化) <input type="checkbox"/> 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム <input checked="" type="checkbox"/> 環境との調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 <input type="checkbox"/> 農村の振興 <input type="checkbox"/> 国民理解の醸成 <input type="checkbox"/> 自然災害への対応 <input type="checkbox"/> その他
(2)(1)で選んだ分野について、 御意見・御要望をお書き下さい。	<p>意見 1</p> <p>p. 38「みどりのGX推進プラン(仮称)」について、「食料・農林水産業の脱炭素化と地域経済の活性化を同時実現する」を、「食料・農林水産業における脱炭素化・生物多様性保全と地域経済の活性化を同時実現する」とし、これ以下の文章も、これに合わせた内容とする。</p> <p>-----</p> <p>意見 2</p> <p>p. 39「(丸数字)1 気候変動対策の推進」に続け、p. 40に「(丸数字)2 生物多様性の保全」という項目を新設し、そこに以下、又は以下を基にした文言を入れる。</p> <p>1. 「みどりの食料システム法案」に対する参議院農林水産委員会において、「農林漁業において、多面的機能の発揮の一層の促進を図るため、生態系ネットワークの形成に向けて、農林水産省はもとより関係府省の密接な連携を図るとともに、既存の交付金制度等を通じた農林漁業者等への十分な支援に努めること。」と、生態系ネットワークの形成の取組推進に関する附帯決議がなされた(参議院農林水産委員会令和4年4月21日)</p>

2. 農林水産省生物多様性戦略(令和5年3月改定)に基づき、生物多様性保全を重視した農業や技術開発を推進する。
※今、「2 化学農薬・化学肥料等資材の使用量低減」の中に位置付けられている上記文言をここに移動

3. 森林から海まで河川を通じた生態系のつながりに加え、河川から水田、水路、ため池等を途切れなく結ぶ生態系ネットワークを形成させる必要がある。(農林水産省生物多様性戦略 p. 18)

4. ほ場整備事業などの基盤整備において、水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワーク保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、その生活史・移動経路に着目・配慮した魚道やビオトープなどの生態系配慮施設の整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進する。また、冬期湛水用水等、生態系保全に資する用水を確保する取組を支援する。(同戦略 p. 19)

5. 水田は水鳥を始めとする様々な生きものの生息地として重要な湿地という側面を持ち、その生物多様性を高める農法である冬期湛水、生きものが行き交うための水路から水田までの連続性を確保する水田魚道の整備も進められている。子どもたちは、こうした水田や水路等の水辺環境を学びの場や遊び場として活用している。

このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息・生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、我が国全体の生物多様性保全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要である。(同戦略 p. 45)

意見 3

p. 40 「(丸数字)2 化学農薬・化学肥料等資材の使用量の低減」について、国立環境研究所(2016)「実験水田を用いた農薬の生物多様性への影響評価～浸透移行性殺虫剤がもたらすトンボへの影響～」等で生物多様性への悪影響が認められていることを踏まえ、クロチアニジン等のネオニコチノイド系農薬及びフィプロニル(フェニルピラゾール系農薬)の使用の緊急停止に向けた措置をとる、との文言を追加する。

意見 4

p. 40 「(丸数字)3 有機農業の推進」について、生物多様性の損失状況の深刻さ及びネイチャーポジティブを実現し2050年までに自然と共生する社会を実現するとの世界目標及び我が国の目標を踏まえ、有機農業の取組面積割合25%の達成目標年を「2050年」(みどりの食料システム戦略)から「2030年」とする等、達成目標年を大幅に前倒しする、との文言を追加する。